

杉並行政サービス民間事業化提案制度の概要

1 導入の経緯

地方分権や少子高齢化の進展により、社会環境が大きく変化する中、杉並区は「区民とつくる小さな区役所で五つ星のサービスを」を目指して民営化・民間委託をはじめとする行財政改革や協働化の取り組みを積極的に推進してきた。

一方、近年「公共サービス」の担い手として、NPOや企業など多様な主体が成長してきている。

そこで、区では平成 18 年 4 月に学識経験者などによる杉並区市場化提案制度検討委員会を設置して検討を重ね、平成 19 年 6 月の最終報告を受けて、平成 19 年度採択から「杉並行政サービス民間事業化提案制度」を本格実施した。

2 制度の位置づけ

本制度は、従来のように行政が枠組みを決めた上で区の施策や事業を民間に委ねるのではなく、民間からの自由な提案により行政がその役割を一から見直し、公民の役割分担を再構築する抜本的な経営改革の取組みの一つと位置づけている。

3 制度の基本的考え方

(1) 特徴

区の事務事業すべてを公表

民間は、現行の区の事業の枠にとらわれずに自由に提案

「杉並地域大学」や「NPO支援基金」などに担い手の育成と連動

民間事業化後のモニタリングの仕組みを構築

サービスの質の確保、委託事業の安全管理を徹底

(2) 目的

区民サービスの向上

区民参画の拡大

行政の機能強化・効率化

(3) 行政の役割と民間事業化

民間事業化の可能性

政策判断・公権力行使の度合いが小さい事業はもとより、政策判断の度合いが高い事業についても民間事業化の可能性を検討。公権力行使についても何が行政に留保すべき権力行使に該当するかを個別具体的に検証。

民間事業化に当たっての評価の指標

以下の6指標を基本に、各提案事業の性質や規模によって総合的に勘案する。

(将来性、地域性、競争性、採算性、安定性、効率性・効果性)

4 工程

(1) 公募

- ・公募要項発表（全事務事業の事務事業評価表をはじめ公表資料を紹介）
- ・事業者説明会
- ・事業者への情報提供（電話照会・文書照会・面談など）

(2) 審査

提案内容が事業化すべきものであるか

- ・現状把握・効果・実現性・事業執行体制などの点から審査（事業化すべき提案について）事業者をどの方法（特命随契・プロポーザル・一般競争入札）で選定するか

- ・提案内容の新規性・独自性、事業効果を確保できる事業者の存在の有無などから審査

事前審査（事務局が制度趣旨と異なる提案を除外）

杉並民間事業化審査モニタリング委員会（外部委員 6 名で構成）が、審査会（委員会委員 3 名と区の部長級職員 2 名で構成）を設置

< 審査会による審査 >

書類審査（審査会が採点法式で審査）

所管課ヒアリング（審査会が所管課にヒアリング）

ヒアリング審査（審査会が事業者・所管課両者にヒアリング・採点法式で審査）

* 事業者と所管課は同席

総合評価

< 委員会による審査 >

審議（審査会報告をもとに審議）

審査結果とりまとめ

< 審査結果の分類 >

A - 1: 「選定事業」として採択。独自性が高いものとして取扱い、提案者 を事業者として選定

A - 2: 「選定事業」として採択。独自性が比較的高くないものとして取扱い、あらためてプロポーザルにより事業者を選定

A - 3: 「選定事業」として採択。独自性がないものとして取扱い、あらためて一般競争入札により事業者を選定

B : 「継続協議」として採択。主管課と事業者とが実施に向けた課題の整理、検討を図り、実施内容、費用等が整った段階で実施(原則として提案者が初年度の事業を実施)

C : 不採択

(3) 区意思決定

(4) 事業化に向けた準備（予算措置・仕様等の確定・契約など）

(5) 事業開始

(6) モニタリング結果及び行革効果を委員会に報告

5 これまでの実績

平成 18 年度にモデル実施後、19 年度、20 年度に本格実施
3 年間の実績は、別紙 1 のとおり

6 評価

従来民間開放していなかった分野である奨学資金債権管理・回収業務、納付センター業務の委託化、新たな試みとしての自転車駐車場の民営化など、区の経営改革に一定の成果を挙げている。

しかし、個々の事務事業の枠組みを変えることなく、単体の事務事業について新規に委託化することを提案するものや、既に委託した業務をバージョンアップさせることを提案するものが大半であり、期待したほど大規模な行革効果に直結するものとなっていない。

また、事業者アンケートでは、限られた期間で対象業務を抽出して独自の発想による提案をするのには限界がある、採択されても改めて一般競争入札で事業者選定が行われることを前提としていることに疑問があるなどの意見が寄せられている。

7 課題

- ・ 区の事業を広い視野から捉えた提案を増やす仕組みづくり
- ・ 事業者のリスクを軽減し、参加意欲を高める仕組みづくり

8 制度の再構築

杉並民間事業化提案審査モニタリング委員会では、課題解消に向けて制度の検証を行い、制度の再構築について報告書を作成した。

区では、委員会の報告を受けて「テーマ型」提案の新設、採択区分等の見直しを図った。

再構築の概要は、別紙 2 を参照

3年間の実績及び進捗状況

提案分野別内訳

	分 野	平成 18 度	平成 19 年度	平成 20 年度
1	まちづくり分野	6 件	4 件	1 件
2	防災・減災分野	1 件	0 件	0 件
3	みどり・環境分野	3 件	3 件	3 件
4	健康・地域福祉・医療・保険年金分野	1 件	1 件	1 件
5	子育て支援分野	5 件	3 件	1 件
6	高齢者福祉分野	2 件	2 件	0 件
7	障害者福祉分野	0 件	0 件	1 件
8	産業経済・区民生活分野	7 件	7 件	0 件
9	学校教育分野	5 件	3 件	4 件
10	生涯教育・地域文化分野	2 件	0 件	1 件
11	区政経営・危機管理分野	3 件	8 件	3 件
	合 計	35 件	31 件	15 件

提案事業者内訳

事業者

	株式会社		NPO 等		組 合		合 計	
	(区内)		(区内)		(区内)		(区内)	
18年度	23	(6)	6	(6)	6	(6)	35	(18)
19年度	21	(4)	8	(6)	2	(2)	31	(12)
20年度	8	(2)	6	(6)	1	(1)	15	(9)

採択事業と進捗状況

【事業を開始しているもの】

事業名	概要	現況
奨学資金債権管理・回収等業務 (18年度採択)	奨学資金の未償還者に対する架電、文書・訪問督促業務を実施 (区が徴収困難となっている債権を抽出して業務を委託)	・平成 19 年 11 月事業開始 <19 年度実績> 委託債権 (175 件・約 5,800 万円分) 中、142 件・約 940 万円分を回収した。回収不能 33 件分を除く、4,100 万円分の債権を活性化。 委託料 6,615,000 円 <20 年度実績 1 月末現在> 委託債権 (150 件・約 5,000 万円分) 中、126 件・約 960 万円分を回収。 委託料 5,670,000 円

	<p>地域ぐるみによる学校への地域支援総合推進事業 (18年度採択)</p>	<p>学校をベースにした各種教育施策(学校サポーター等人材養成・PTA活動育成・放課後子ども教室・土曜日学校事業)を一括し、地域が適切なパートナーシップを構築できるような中間支援を総合的に実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年11月事業開始 ・事業開始に伴い定数1名削減 ・20年度実施校 土曜日学校 小学校28校・中学校15校 放課後子ども教室 小学校11校 ・各学校アンケート調査では、7割以上で高評価、8割以上で参加児童・保護者の意見が反映されているとの回答あり
	<p>公園便所、遊び場便所及び公衆便所の維持管理 (18年度採択)</p>	<p>区内6ブロックのうち1ブロックを対象に、公園トイレ・公衆トイレの清掃を行うとともに、苦情の受付・対応、利用者等へのモニタリング、巡回による状況確認・対応、及び特別清掃・コーティング等の工事を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月事業開始 ・通常の清掃日以外に毎日1回の巡回清掃と時間をかけて集中的に清掃を行う特別清掃を実施することにより、管理状況が向上(アンケート結果) ・21年度からもう1ブロック増やし合計2ブロックで実施予定。利用者アンケート等のモニタリングをもとにした評価を行う。
	<p>商店街再生支援モデル事業 (19年度採択)</p>	<p>対象商店街に対し中小企業診断士を専属担当させ、商店街の診断、現状分析を行い、事業計画の作成、事業の実施、事後の報告までを一貫してサポート</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年4月事業開始 ・2商店街を対象に商店街診断、現地調査、事業計画作成等をサポート
	<p>納付センター業務 (19年度採択)</p>	<p>庁舎内に設置する「納付センター」において、区民税等の未納者に対して、電話等による納付案内業務の一部及び、補助業務(納付書の封入・封緘など)を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年10月事業開始 ・事業開始に伴い定数4名削減 <12月までの実績> 住民税収納額約2,500万円 国保料収納額約2,900万円 委託料9,639,000円 督促状発送にあわせ電話催告を実施。その結果、催告書発送数(督促状の1ヵ月後)を前年比10%以上減じることができた。 ・1月に軽自動車税、2月に介護保険料、保育料についても実施
	<p>自転車等に関する総合事業 (19年度採択)</p>	<p>東高円寺自転車駐車を民営化し、周辺地域の放置自転車対策を委ねる。(自転車対策業務のモデルとして実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度4月民営化 ・民営化に先がけ仮設駐車場の管理運営を20年10月から委託

【実施に向けて準備を開始しているもの】

事業名		概要	現況
	職員研修業務アウトソーシング	職員研修事業のうち、人材育成計画など区自らが行うべきコア部分を除く業務を事業者に委ねる。	・平成 21 年度中の開始に向けて準備中
	福祉資金の債権管理回収業務・現地調査業務	生業資金、応急小口資金、女性福祉資金にかかる未償還者に対する架電、文書・訪問督促業務及び現況調査を事業者委ねる。	・平成 21 年度中の開始に向けて準備中

【その他】

事業名		概要(提案内容)	現況
	電話案内による区民健康診査受診率向上施策 (19 年度採択)	未受診者に対する健診受診の勧奨 受診率の向上を図る。	・現在、制度改正後の受診状況を 集計中であるが、推計では、目標 数値に達する見込みである。 ・受診状況をみながら、引き続き 検討する。
	団塊～高齢者のための「セカンド・キャリアプラザ」 (19 年度採択)	団塊の世代を含む高齢者の就業に係る求人開拓業務のほか、活動・活躍の場を創出する。	・提案内容をもとに事業化を検討して きたが、提案時から社会環境が 変化し、事業趣旨が現状に合わ ない状況になっていることを事 業者と確認し、協議を終了した。

杉並行政サービス民間事業化提案制度の再構築の概要

1 見直しの方向性

(1) 基本的な考え方

単に提案数を増やすということではなく、区の発想では成し得ないような政策課題解決型の提案を増やすことを重点目標とする。

(2) 見直しの視点

課題解決型の提案・大胆な行革に結びつく提案の促進
事業者の負担(経費及び時間コスト)軽減

2 見直しの内容

(1) 「テーマ型」提案の新設

区が実施する全事務事業を対象に民間からの自由な提案を受ける「自由型」に加えて、区が施策レベルの課題から予めテーマを設定し、民間のノウハウを活かした具体的な事業提案を受ける「テーマ型」の提案区分を新設する。

(2) 採択区分の見直し

従来、5区分設けていた採用区分を採択か不採択の2区分とし、採択された事業者を原則初年度の事業受託者とする。

なお、次年度以降の事業者については、モニタリングの結果等を踏まえて行革効果を検証し、事業継続の適否を決定する。行革効果が生まれなかった場合は、プロポーザル方式等で新たな事業者を決定する。

(3) 審査会の充実

採択区分の見直しにより、実施初年度は提案者が実施主体となることから、透明性、公平性に加え、実行性、具体性の確保が重要となるため、専門家を委員に加えるなどの強化を図る。特に「テーマ型」提案の審査会については、区が事業の概要を定めていることから、外部委員のみで構成する。

「テーマ型」提案審査会

審査モニタリング委員3名、その他外部委員2名で構成

「自由型」提案審査会

審査モニタリング委員3名、政策経営部長、所管部長、で構成

提案事業者の経営状況の評価については、公認会計士等に依頼する。